

一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合 指令 第 43号

住所又は所在地 盛岡市北飯岡一丁目10番30号
氏名又は名称及び代表者氏名 株式会社 齊藤興業
代表取締役 齊 藤 義 成

令和 7 年10月 6 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 10 月 6 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造



複製禁止

許可年月日及び許可番号		令和 7 年 10 月 6 日 指令第 43号
事業の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（廃発泡スチロール）
	収集、運搬又は処分の別	処 分
許 可 期 限		令和 7 年10月 6 日から令和 9 年 3 月31日まで
許 可 の 条 件		1 処理施設の概要 (1) 設置場所 盛岡市大ヶ生 5 地割96番22 及び96番31 (2) 施設の種類等 ① 減容固化施設（廃発泡スチロール） ア 処理能力 0.96 t / 日 (8時間) イ 保管設備（処分のための保管） 保管面積 1.5㎡ 保管体積 5.25m³ 保管重量 0.0168 t ウ 保管設備（処分後の保管） 保管面積 0.7㎡ 保管体積 1.19m³ 2 関係法令に定める事項を遵守するとともに、関係市町並びに組合の計画及び指導に対し善良な立場において協力すること。 3 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消しを行うものであること。

(教示)
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。